

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 こども青少年局こども家庭課	ふりがなほそかわ 担当者名 細川 T E L 671-2455
----------	--------------	-------	-----------------------	---------------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 令和3年度横浜市オンライン両親教室事業委託
- 2 履 行 場 所 _____
- 3 履行期間 期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
又は期限 期限 平成 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約 単価契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 オンラインによる両親教室の開催
参加を希望する妊産婦とそのパートナーに対し、別添仕様書に定める
講座をオンラインにて実施します。

オンライン両親教室事業委託仕様書

1 趣旨・目的

妊産婦は、妊娠中の生活の仕方、出産の経過、産後の変化への対応や育児等について正しい知識を身につけるとともに、不安があれば適切な機関に相談できること、身近な地域に同じ悩み等をもつ仲間や先輩がいることを知っておくことが必要である。各区の両親教室はそうした役割を担っているが新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、一時中止ののち、参加枠を減らしての再開をしており、希望者全員が参加できない状況にある。また、通常出産予定病院等で行われる集団学習の機会がなくなったり、妊婦の中には強い不安を抱え外出を自粛したりしている人もいる。

そこで、希望する妊産婦とそのパートナーを対象に妊娠中に必要な知識等を習得するとともに参加者同士が交流でき、地域資源につながることでできる市域での両親教室をオンラインにて実施する。なお、実施にあたっては既存のWEB会議システム等を用いてリアルタイムでの参加型講義とする。

2 業務内容

(1) 対象者

横浜市に在住の妊産婦およびそのパートナー

(2) 教材

横浜市が発行している「よこはま子育てガイドブックどれどれ」のほか、その内容に沿うものを作成し使用すること。なお、教材については2(4)を含め、事前に横浜市の確認を受けることとする。

(3) 講座時間・回数

妊娠中～出産についての講座(90分程度)と出産後～育児についての講座(90分程度)の2種類を月2回ずつ、土日祝日を含めた計4回程度実施することとし、参加希望者が多い場合には横浜市と協議し講座回数を増やして対応することとする。なお、1回の講座の参加定員は30名程度とすること。講義実施時間帯は9時～16時を原則とすること。

(4) 講座内容

内容には、主に以下を盛り込むこととし、内容やタイムスケジュール等の詳細については横浜市と協議の上、決定する。また、産婦人科医療にかかわる内容については横浜市産婦人科医会の監修を受けることとする。

- ア 妊娠中の生活について
- イ 出産の経過について
- ウ 産後の変化について
- エ 育児について

オ 相談先について

カ 参加者同士の情報交換等交流について

(5) 講師

講座の目的を十分に理解し、対象者にふさわしい内容を講義・進行できる講師を選定すること。また、オンラインによる双方向の講座として円滑な運営を図るため、講義をする者と講座の進行役の2名以上の体制を整えること。さらに、参加者同士での交流が円滑に図られるようファシリテーターを5名程度配置すること。なお、対象者が妊婦であることより、講師のうち1名は助産師とすること。

(6) 講座の実施方法

WEB 会議システム等を用いたオンラインによる双方向のやり取りができる環境を整備しその状況下での実施とすること。対象者に対し、事前に WEB 会議システム等にアクセスできるよう連絡を行い、参加者自身の PC あるいはスマートフォンより参加できるようにすること。なお、講座参加費用は無料とするが通信に必要な費用は参加者負担とする。

(7) 講座の参加者調整

参加者の募集、申込受付・調整、受講者決定等、必要な調整を行うこと。なお、参加者が定員を超えた場合には初めて参加する方を優先とする。

(8) 参加者募集ちらしの作成

参加者募集ちらしを 30,000 部程度作成し、18 区役所及び妊産婦への周知が有効と考えられる関係機関へ配送を行うこと。配送先、部数の内訳については横浜市と協議すること。

(9) その他

講義を行う場については、静かな室内環境とし、営利を目的とするもの等、当事業と関係のないものについては画面に映らないよう配慮すること。

4 契約期間

この契約の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

5 講座実施結果の報告

実施結果として、次に掲げるものを横浜市こども青少年局こども家庭課へ納品すること。(1)については事業実施後速やかに連絡することとし、最終的にすべての納品を行うこと。なお、納品物についてはすべて横浜市に帰属することとする。

(1) 講座参加人数・参加者種別

(2) 講座終了後に参加者の意見等を把握し、集約したもの
把握方法については事前に横浜市と協議を行うこと。

(3) その他、参加者の状況を把握できるもの

- (4) 使用した教材
- (5) 産科医との連携状況

6 個人情報の保護

受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

この仕様書に特に定めのない事項については、横浜市と協議により行うこととする。